

## 徳島県規則第十二号

徳島県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

徳島県流域下水道事業財務規則（令和二年徳島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。